

**フィルハーモニック・ウィーン・名古屋(PWN)  
団員紹介制度に関する要綱**

2015年6月22日 PWN 全体委員会制定  
2015年7月12日改正

本日、フィルハーモニック・ウィーン・名古屋(以下、単に PWN と記す)団規約第 12 条第 1 項の規定に基づく全体委員会(以下、全体委員会と記す)が開催され、同規約第 2 条第 1 項に定める全団員(団員及び随時団員)について、紹介制度に関する要綱を定める。

代表 水野 二郎

(趣旨)

第 1 条 PWN の演奏会に参加する団員及び随時団員(以下、合わせて団員等という)の確保を促進するため、現存の団員等が新たな団員等を特別に紹介する場合の手続きと補助制度の仕組みを、ここに定める。

(用語の定義)

第 2 条 本要綱で使用する用語は、下記の通りとする。

- ① 紹介者 現在、団員等の資格を有する者が、様式第 1 号で定める書面により他の団員等となる候補者を告知する行為を行った者
  - ② 被紹介者 前号の紹介者により、様式第 2 号で定める書面により当該演奏会の団員等となることを申請した者
- 2 その他本要綱で使用する用語は、PWN 団規約に基づくものとする。

(団員紹介制度の適用)

第 3 条 全体委員会は、協議により、次項に定める内容について、団員等を積極的に募集するため、団員募集が捗らない演奏会毎に、本要綱の適用を協議して議決することができる。

2 前項の議決に当り、下記の各号に掲げる内容を具体的に定めるものとする。

- ① 対象となる演奏会
- ② 本要綱を適用して団員等の募集を行う期間
- ③ 本要綱を適用する団員等の募集のパート及び上限の人数
- ④ 被紹介者が団員になった場合の紹介者の成功報酬の額
- ⑤ 被紹介者が随時団員になった場合の紹介者の成功報酬の額

(紹介者)

第4条 第2条第1項第1号の紹介者は、同第2号の被紹介者を紹介することができる。

2 紹介者は、その紹介行為について、被紹介者が当該演奏会に出演した場合、前条第2項第4号に定める成功報酬を、演奏会後に団から受領することができる。

3 前項に定める成功報酬は、前条第2項第3号に定める範囲の者であれば、複数の被紹介者分に対しても支給することを妨げない。

4 別に定める「家族補助制度」の適用を受ける場合は、当該団員等はその家族である被紹介者に関して、紹介者になることはできないものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めのない特別な事情が生じた時は、全体委員会での協議に基づくものとする。

付則

この要綱は、2015年6月22日から施行する。

この要綱は、2015年7月12日から施行する。

様式第1号

紹 介 状

フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋  
代表 水野 二郎 様

私は、\_\_\_\_\_演奏会において、不足しているパートの  
\_\_\_\_\_氏を（団員 随時団員）として紹介いたします。  
ついでに、被紹介者が演奏会に参加した場合は、団員紹介制度に関する要綱第  
4条第2項の規定により、成功報酬を請求いたします。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

氏名 \_\_\_\_\_

-----切り取らないでください-----

様式第2号

紹 介 に よ る 入 団 申 請 書

フィルハーモニカー・ウィーン・名古屋  
代表 水野 二郎 様

私は、貴団の\_\_\_\_\_演奏会において、\_\_\_\_\_氏の  
紹介により、不足しているパートの\_\_\_\_\_に（団員 随時団員）とし  
て、入団することを希望するので、入団申請をいたします。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

パート・氏名 \_\_\_\_\_

-----切り取らないでください-----

団内役員確認欄（確認済欄に記入 又は チェック）

|              |  |     |  |    |  |
|--------------|--|-----|--|----|--|
| リーダー<br>(氏名) |  | 名簿係 |  | 会計 |  |
|--------------|--|-----|--|----|--|